

事務連絡  
平成23年6月1日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者に係る  
後期高齢者医療の保険料の減免及び賦課について

後期高齢者医療災害臨時特例補助金及び特別調整交付金による財政支援の対象となる保険料減免の算定基準については「東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成23年5月31日付け保高発第0531第1号）によりお示したところですが、保険料の減免及び賦課の取扱いについては下記のとおりとしますので、お取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知等よろしく申し上げます。

記

- 1 平成22年度及び平成23年度の保険料の減免について
  - (1) 保険料の減免については、各後期高齢者医療広域連合が条例等に基づき行うものであり、災害による減免について現行の条例等に対応する規定がない場合は、条例等の整備が必要となること。
  - (2) 後期高齢者医療広域連合が減免の要件に該当することが明らかであると認める場合については、被災した被保険者等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があったものとみなすことも差し支えないこと。  
また、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、遡って減免を行うことも差し支えないこと。
  - (3) 保険料の減免対象者や基準等については、被災した被保険者が全国各地に避難している状況を踏まえ、各後期高齢者医療広域連合及び市町村において、保険料の賦課決定通知書等の送付や被保険者証の再交付・更新等の機会を活用し、きめ細やかに広報していただきたいこと。その広報に要する費用については、事業計画に基づき、周知広報経費として後期高齢者医療制度臨時特例基金を活用できること。

## 2 平成 23 年度の保険料の賦課における留意点について

(1) 被災した被保険者に平成 23 年度の保険料を賦課する際、混乱を生じさせることのないようにする等の観点から、可能な限り事前に減免の申請を受け付け、賦課決定された保険料額と減免後の保険料額を同時に通知することが望ましいこと。また、平成 23 年 10 月からの特別徴収は、減額後の保険料額についても行って差し支えないこと。

(2) 平成 23 年度の保険料の賦課に当たって、平成 22 年の所得情報が把握できない場合は、被保険者からの簡易申告に基づく賦課又は所得未申告として賦課を行う等、各後期高齢者医療広域連合の判断により適切に対応していただきたいこと。

また、個人住民税に関する申告期限の延長等により平成 22 年の所得情報の把握が遅れる場合は、平成 21 年の所得に基づき平成 23 年度の保険料の暫定的な賦課を行う等、適切に対応していただきたいこと。また、暫定的に賦課した保険料額は通常の処理手順により特別徴収の方法により徴収することが可能であること。

なお、後期高齢者医療制度広域電算処理システム（標準システム）については、6 月 9 日を目途に暫定的な賦課の処理を可能とすることを予定していること。